

11月開始

令和8年
8月27日
大雨

被災者支援制度のご案内

令和8年8月27日から的大雨に伴う災害により被災された町民の皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度をご案内します。

※支援制度の詳細については、**11月以降**に各窓口にお問い合わせください。

なお、町に関する情報は町公式LINE、ライフビジョン、ホームページで発信しています。

被災者生活再建支援金

住民窓口課（行政サービス庁舎）
問合せ先 72-3131

り災証明書の発行を受けた世帯に対し、その区分に応じて支援金を支給します。

（１）基礎支援金

被災された人の生活再建を支援

- ◆支給対象 一部損壊以上
- ◆基礎支援金の額 下表参照
- ◆申請期限 令和9年9月27日

（２）加算支援金

被災住宅の再建方法に応じて支給

- ◆支給対象 一部損壊以上
- ※準半壊・一部損壊は「補修」のみ
- ◆加算支援金の額 下表参照
- ◆申請期限 令和11年9月27日

◆り災区分別の被災者生活再建支援金額一覧

※記載は複数世帯です。1人世帯は記載額の3/4が支給額となります。

区 分	基礎支援金	加算支援金（※1,2）		合 計
全 壊・ 半壊解体 （※3）	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補 修	100万円	200万円
		賃 貸	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補 修	100万円	150万円
		賃 貸	50万円	100万円
中規模半壊	20万円	建設・購入	100万円	120万円
		補 修	50万円	70万円
		賃 貸	25万円	45万円
半壊	20万円	建設・購入	100万円	120万円
		補 修	50万円	70万円
		賃 貸	25万円	45万円
準半壊	10万円	補修のみ	5万円	15万円
一部損壊	2万円	補修のみ	5万円	7万円

町独自支援 県1/2・町1/2支援

※1 加算支援金は、自己負担がある場合が対象となります

※2 賃貸は公営住宅を除きます

※3 半壊解体は、半壊以上の住家を自費で全部解体した場合に対象となります

生活家電の購入支援

長寿福祉課（行政サービス庁舎）
問合せ先 72-3135

大雨被害により生活家電が使用不能となった世帯に対し、生活家電の購入支援をします。

- ◆支給対象 一部損壊以上
- ◆補助金額 補助対象家電を各1台まで。対象家電1台あたり上限2万円。
- ◆補助対象家電 別表のとおり
- ◆申請期限 令和8年12月28日
- ◆必要書類（詳細はお問い合わせください）

- ①中能登町発行のり災証明書の写し
- ②購入家電の領収書および家電の種類等のわかる書類の写し
- ③家電の住宅設置後の写真
- ④振込口座等の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類

り災証明書区分	補助対象家電
準半壊以上 (床上)	冷蔵庫・洗濯機 エアコン
一部損壊 (床下)	エアコン

被災自動車見舞金

長寿福祉課（行政サービス庁舎）
問合せ先 72-3135

大雨被害により自動車が水没・浸水したことで、廃車になった人に見舞金を支給します。

- ◆支給対象 令和8年8月27日時点で中能登町に住民登録のあった方で、大雨被害により自動車が水没・浸水し、廃車となった人。
(自動車車検証又は自動車検査証記録事項に記載の使用者：自家用自動車に限る)
- ◆対象車両 普通車、小型自動車（2輪、3輪を除く）、軽自動車（2輪、3輪を除く）
- ◆見舞金額 廃車となった自動車1台につき2万円
- ◆必要書類（詳細はお問い合わせください）
 - ①水没、浸水により使用不能（廃車）となったことのわかる書類の写し
 - ②被災したことがわかる証明書（被災届出書等）の写し
 - ③振込口座等の写し
 - ④その他町長が必要と認める書類
- ◆申請期限 令和8年12月28日

町税・保険料等の減免について

大雨により被災された下表の条件に該当する方は、減免を受けることができます。
(詳細は各担当課までお問い合わせください)

種別	り災証明書の被害区分	申請	減免期間	担当課
町・県民税	準半壊以上（所得制限あり）	不要	令和8年度納期未到達分 特別徴収 2～4期 普通徴収 8～翌5月 年金徴収 10～翌2月	税務課 72-3136
固定資産税 (家屋)	準半壊以上（住家） ※土地・償却資産については申請が必要となります	不要	令和8年度納期未到達分（3・4期）	
介護保険料	準半壊以上（所得制限あり）	要	特別徴収 10・12・2月分（3回分） 普通徴収 8～3月分（8回分）	長寿福祉課 72-3133
国民健康 保険税	準半壊以上（所得制限あり）	要	令和8年度納期未到達分 (2～9期)	健康保険課 72-3129
後期高齢者 医療保険料	準半壊以上（所得制限あり）	要	令和8年8月相当分～ 令和9年7月相当分	
学童保育 負担金	準半壊以上	要	令和8年8月利用分～ 令和9年3月利用分	